

平成29年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月11日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月15日 午前10時00分		
	閉 会	12月15日 午前11時04分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	座間味 薫	1	與 儀 常 次
職務のため議場に出席したもの	事務局長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	仲 村 美 奈 子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	嶺 井 雄 二			

## 平成29年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成29年12月15日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第50号	今帰仁村給付型奨学金基金条例の制定について	討論・採決
2	議案第51号	平成29年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	討論・採決
3	議案第52号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について	討論・採決
4	議案第53号	平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について	討論・採決
5	議案第54号	平成29年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について	討論・採決
6	議案第55号	村道路線の変更について	討論・採決
7	議案第56号	工事請負契約について	討論・採決
8	議案第57号	土地改良事業の計画変更について	討論・採決
9	決議第6号	在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議	説明・質疑 討論・採決
10	決議第7号	喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議	説明・質疑 討論・採決
11	陳情第7号	所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求める陳情書	報告・質疑 討論・採決
12	陳情第8号	国保県単位化における国保制度改善を求める意見書採択についての陳情書	報告・質疑 討論・採決
13	意見書第5号	在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書	説明・質疑 討論・採決
14	意見書第6号	所得税法第56条の廃止を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
15	意見書第7号	国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
16		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。平成29年第4回今帰仁村議会定例会最終日、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第50号 今帰仁村給付型奨学金基金条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第50号 今帰仁村給付型奨学金基金条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第50号 今帰仁村給付型奨学金基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第51号 平成29年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第51号 平成29年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第51号 平成29年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第52号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第52号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第52号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第53号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第53号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第53号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第54号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第54号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第54号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第55号 村道路線の変更について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第55号 村道路線の変更について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第55号 村道路線の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第56号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第56号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第56号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第57号 土地改良事業の計画変更について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第57号 土地改良事業の計画変更について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第57号 土地改良事業の計画変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「決議第6号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員

決議第6号

平成29年12月15日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	與那嶺	透
賛成者	與儀	常次
〃	島袋	誠
〃	座間味	薫
〃	吉田	清尊
〃	上原	祐希
〃	山城	太
〃	玉城	みちよ
〃	與那	勝治
〃	與那嶺	好和

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議

去る11月19日午前5時25分ごろ、那覇市の国道58号泊交差点において、米軍公用車のトラックと、右折しようとしていた軽トラックが衝突し、運転していた那覇市の男性社員が死亡する事故が発生した。

米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気からは基準値の約3倍を超えるアルコールが検出され、同日、那覇署に逮捕された。

本村議会は、これまでも米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、在沖米海兵隊員による事故によって県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地あるがゆえの事件・事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

特に今回、公用車が公務外に使用されているという状況も鑑みると、米軍における綱紀粛正や再発防止の取り組みは、もはや機能していないと言わざるを得ず、米軍及び日米両政府においては、事故に至る経緯等も含め十分調査するとともに、遺族に対する補償などについて誠実に対応すべきである。

よって、本村議会は、住民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者の遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。
- 2 在沖米海兵隊の早期の国外、県外の移転を求めること。

- 3 在沖米軍人・軍属による凶悪犯罪等に対し、司令官及び上司の更迭を図ること。
  - 4 沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること。
  - 5 日米地位協定の抜本改定を行うこと。
- 上記のとおり決議する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 第3海兵遠征軍司令官  
在沖米国総領事

○ 東恩納寛政 議長 「決議第6号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第6号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」を採決します。  
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第6号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議」は、原案のとおり採択されました。

日程第10. 「決議第7号 喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議」を議題といたします。本案に対しては、座間味 薫議員ほか4人から、お手元に配りました決議が提出されております。

本件について、提出者の説明を求めます。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員

決議第7号

平成29年12月15日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	座間味	薫
賛成者	上原	祐希
〃	與那	勝治
〃	與那嶺	透
〃	島袋	誠

喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議

喜屋武治樹村長は、このたび今帰仁村庁舎建設委員会設置条例第3条第2項に基づき、庁舎建設委員会委員について決定事項を議長に報告し、村議会議員2人を含む13人の委員を任命した。

確かに、同条例第3条第2項によれば、委員の任命は村長の権限である。しかし、村議会議員からの委員任命については、あらかじめ議会と人選を調整するのが適切であったと思慮される。

例えば、いわゆる議選監査委員については、議会の同意を得て村長が任命するものであるが（地方自治法第196条）、同意議案を議会に提出するに当たっては、議会の意向を尊重するという趣旨から、その人選について議会に一任しているのが従来の慣例となっている。今回の委員任命についても同様の趣旨が生かされるべきであった。

にもかかわらず、上記のような手法がとられたことは、二元代表制の一翼を担い村民の負託を受けた議会の軽視した独善的手法と言わざるを得ず、執行部と対等な立場にある議会の地位を阻害することに他ならない。

議会は、村長の提案等に対し追認するだけの機関であってはならず、そのチェック機能を十分に発揮すべき責務と役割を担っている。その意味からも、特に今回の今帰仁村庁舎建設委員会の委員任命の進め方は、憂慮すべき事態と考える。

よって、本村議会は、あらかじめ議会の人選協議を経ずにその内容を議長に報告し、任命を行って施策を展開する村長の政治手法を改めることを強く求める。

以上、決議する。

平成29年12月15日

今帰仁村議会

宛先 今帰仁村長 喜屋武治樹 様

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。



- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時16分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時16分)

○ 1番 與儀常次 議員 13人の委員を任命したということでありませうけれども、もう決まったわけですか。座間味さん、13名決まりましたか。任命したと書かれているから。誰々が決まったのですか。

それと、村長の権限である委員の任命とあるのだけれども、どうしてこれは役場執行部で班をつくって13人選んでいると思うのですけれども、これは権限である村長が決めるので、我々議会の様子を伺いしながら村長が決めるのか。こっちで今までは、その人選について議会に一任するのが従来の慣例となっていて、この役場庁舎委員会は1回しかないのです。従来の慣例ではないんです。別のものはあったとして、この役場庁舎委員会は1回しか設置はしていません。前の仲里吉徳村長のときに私は委員にお願いされてやってきましたので。あのときは議員はみんな断ったということがこの前あったのです。これは議員は今回も断るべきなのか。また、今後我々議会で採決して多数決で1人ずつチェックしながら委員を決めていくのか。もう1回あるのです。教育委員会、給付型のお金4万5,000円を子供たちへ給付するときにも委員を決めないといけない。今回ではなく、もう1回別の委員があるものだから、この庁舎委員会とはまた別に今まで慣例とかありましたので、これを説明求めます。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時19分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時19分)

11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 たくさん質問されたので、ちょっと一つずつ確認をしながらやりたいと思います。

まず、最初に出たのが13人の委員を任命されたとなっているのですけれども決まったのですかと、私に聞かないで村長に聞いたらいいいのではないかと思いますけれども、これは一応議長のほうに最初に話が来たと思うのですけれども、議長のほうからそういうふうにして村長のほうから報告があったという話は聞いております。

次は、給付型とかいろいろあるけれども、別のものもそういうふうにして決めるのかという話ですよ。その委員の中に議員とかがもし入るような事態になるのであれば、そういうふうにしてやるべきだということだと思います。それと、この今回の庁舎建設委員に対する不服ではないのです。ただその決め方、手法に対しての決議であります。あとほかは何でしたか。

- 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 ただいまの質問に対して、補足としてお答えいたします。

まず、この委員13名、まだ議長に報告があって、決裁を求めているための報告だと思ひまして、それは多分決定しているかどうかは、僕らはもちろん誰が選ばれているのかもわかりませうし、そういうのはまづ一つ置いておきます。

私が補足したいのは同条、これはこの条例では第3条第2項によって委員の任命権は村長にあります。それは書かれていると思ひます。ただ、任命というものの解釈についていろいろと調べてみました。私は任命と指名の違いを調べたときに、わかりやすく例をとって言いたいと思ひますけれども、国会では首相

を決めるときに国会の中で首相を指名します。それを天皇陛下が任命します。このときの意味決定権は国会にあって、任命する天皇陛下というのは意思決定権は持っておりません。よって、今回のやり方に対して、これは意思決定権も含めて村長のやり方で今上がっているという状況だと私は感じたので、今回これも出しております。

また、これは「二元代表制の一翼を担い村民の負託を受けた議会を軽視した独善的手法と言わざるを得ず」となっていますが、やはり村長トップとしては、村当局とやっぱりそれをチェックするというか、そういう立場である議会は対等な立場であると考えます。その際に、議会の代表を2人出す場合に、前回平成14年には仲里村長当時は推薦人を議会から出して下さいということで、指名権、意思決定権はあくまでも議会に委ねて、そこで決まった人を任命する立場を村長がとっているという経緯もあるのです。やはりそれが、私ら村民の負託を受けた代表として、11名議員は立たせていただいておりますので、仕事をさせてもらっておりますので、やはりそこは議会の委員を決める場合はやはり11名でいろいろと協議をしながら本来進めるべきであったのではないかという思いであります。

○ **東恩納寛政 議長** 1番 與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** この文章は誰が作成したのですか。それと、今、議長の決裁を待っているということですが、議長が決裁をしなければこれは通らないことですか。また、座間味さんのお話は村長と議長がいろいろあったということでもありますで、権限が互角の人のだと聞いていますので、2人とも感情的になったということでこっちまで来たと思います。できたらこれは、議会運営委員長、副議長、議長と村長と、みんなここまで上がらないように、議会運営をスムーズにするのが議会運営委員長の仕事だと思っていますので、こういうことを1回議会に出たときけんけんごうごうしていたのではたまりません。本会議に来る前に運営委員長、議長、副議長、当局と、全員協議会もある。何回でもしてやるべきことだと私は思っていますので、今後はそうしていけたらと思っています。こうやって本会議まで上げなくても感情処理はできると思っていますので。きょうは採決しますけれども、採決してこれに賛成が多かったら通らないのか通るのか。こんなのを決めるのも初めてだから、みんなで決めるわけでしょう。

それと、いろいろ聞いてみると村長も感情的になっていたということですので、議会に一言謝罪をすればこれは済むことなのか。皆さん、どう考えていますか。お答えください。

○ **東恩納寛政 議長** 11番座間味 薫議員。

○ **11番 座間味 薫 議員** 1番議員さん、私たちがきょう決議を出したのは、この庁舎建設委員会の内容についてではないのです。その手法についてを聞いているわけです。最初に、議長の決裁がないとできないことかというのもそうです。その決裁に関して私たちは何も言っていないし、決裁があつたらできるかできないかは私たちはわかりませんが、その手法についてだけ話をきょうしております。かんかんがくがく議長、副議長、議会運営委員長、もろもろが集まってやるべきだということもまさにそのとおりです。やるべきです。そういうのが省かれてきたのも問題だとは思っております。

いずれにしても、本日の決議で私が読み上げました「議会は、村長の提案等に対し追認するだけの機関であってはならず、そのチェック機能を十分に発揮すべき責務と役割を担っている」としてあります。まさに今回の件に関しても、チェック機能の発揮であって、私は何ら筋違いのことは言っているとは思

ておりません。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 私も筋違いとは言っていないので、誤解しないでください。これを出したのは、やり方についての手法を改める決議と書かれていますので、さっき言ったように議長と村長がいろいろあって、なければこれはないと思っていますので、そこで全部話通っていたら、そうでしょう。そうでなければこうやってここまで来ないわけです。ここまで来ないようにするのが我々の務めだから、全協でやるべきことだったのです。村長を呼んで当局も呼んで、何で全協しないで、すぐ本会議に出すのか。これをやるのが全員協議会で仕事だろう、村長を呼んで、何で一飛びやって本会議に出すのか。村長と、こうではないけれどもどうですかとして、仲直りさせたり、訂正させたり、仕切り直しさせたり、できることです。これは決定していないので、今は、任命しただけで、決定してないでしょう。村長のやり方に対してだったら、本会議をする前にやるべきことがあるでしょう。議会運営委員会もあるし、全員協議会もある。そっちでやるべきことだと私は思うけれども、どう思いますか。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 まさしく1番議員さんがおっしゃるとおりだと思っております。先ほど11番議員からもありましたように、今回その手法に対して上げたとおりに、中身としてはそのまま、中身についても納得してもらっているのかとは思いますが、私たちだけで上げて、本会議で上げたのは間違いだろうという趣旨だったと思うのですけれども、まさしくそのとおりかと。先ほどもありましたけれども、議長、副議長、議会運営委員長、村長と、その前にもっとこうならないような手続というのですか、手順を踏むべきであって、ここまで本当にけんけんごうごうするようなことでもないのだろうと思っております。全協をもって決めるべきではなかったのかという質疑に対しては、それはそのとおりだろうと思えます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいま1番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 先ほど勝治議員が言ったとおりに、一飛びしていると私は思っている。議会運営委員会、きょうのきょう提出をして、携帯電話で呼ばれて、これは前日に出すこともできるのだよね。前から皆さんもこの件で相談してきたでしょう。この日、文章もつくって出したものではないでしょう。この朝で出して、携帯電話で呼ばれて議運をしますと。そんなことにならないでしょう。出すのだったら前もって出して、その前にあした議運があるからというべきでしょう。それで議運でやって全協で村当局を呼んで、どうですかと。皆さんだけで、私はわからなかったですが。そんな仕方、私はないと思えます。きょうのきょう出して、受け付けして。それと今、勝治さんが言ったみたいに、本会議をする前に議論をすべきでしょう。これが議員全員協議会だろう。何でもかんでも本会議に出して、私たちの意見に賛同しますかではないでしょう。抗議決議みたいな問題ではないでしょうと私は思うのだけれども。我々メンバーで手法も決めることができるわけです。村長に、本会議で聞くより全員協議会で聞いたほうが良いと私は思いますが、これは皆さんが出したのに、イエスカノーかだけなのです、これは。何も拘束力もないしと私は思っていますが、最後に答弁、誰かがお願いします。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいまの1番與儀常次議員にお答えいたします。

これはきのう議運をもって提出して、全員協議会も開いて、みんなでのこの案に対しては協議しているものだと思っております。その中で、では村長を呼んでその場でこうしよう、ああしようという議論が私はなかったと思っております。

また、今回出しているのは、あくまでも今回はやり方です。本当に委員が誰がどうかというそういう問題ではないのです。やはり任命権者としてはわかるのですが、指名権者ではないですということです。

あと、僕ら11名議員がいます。村をよくしたい、村民のために頑張っていきたいという思いでみんな立っているメンバーで、代表で選ばれているメンバーです。そこに対して事前にこれはもう決まりましたというわけではなくて、決める前にやっぱり村長側から推薦者を立ててくださいという形で、そういう手法をもってやっていただければ、こういうこともないのだろうと思っております。決して、感情的なものではなくて、あくまでも今後の進め方において、やはり議会とともにしっかりやっていきたいと思いますという意思の決議であります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 提出者の皆さんが言いたいことはわかるんです。理解できますけれども、条例等に、議会からというふうになれば私は皆さんに賛同しますけれども、議員というふうになっていると思うのです。ですから、特に私は今回当局が言っていることに、皆さんが今回出したことに対してはちょっと賛同はできかねるのですけれども、言わんとしていることは理解できます。その辺、事前に議員を任命するのは議会から代表を任命するように要請とか、事前にするようなことはなかったのか。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時37分)

11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 決定するまでに、何らかのアクションが村長サイドからあれば、我々もやはりいろんな意見が言えて、いい委員会をつくることにも協力できたのかと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時39分)

これで討論を終わります。

これから「決議第7号 喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議」を採決します。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取扱いについてお諮りします。

起立しない議員は本件に関し、反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。異議がないので、そのように決定します。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時39分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時38分)

それでは「決議第7号 喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議」を採決します。  
本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 東恩納寛政 議長 着席。以上のとおり、「賛成・反対が同数」です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

「決議第7号 喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議」は、議長は「可決」と裁決します。

したがって、「決議第7号 喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議」は、可決されました。

日程第11. 「陳情第7号 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 山城 太 総務文教委員長

平成29年12月15日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、12月11日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第7号	所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求める陳情書	採択すべきもの	<p>中小零細企業者を支えている家族従業員の「働き分」は、所得税法第56条により「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」と定められており、事業主の所得から控除される働き分が白色申告制度によることが多いため、必要経費として認められていない。</p> <p>一方、青色申告にした場合は、専従者として給与の支払いを受けることができ、必要経費と認められることになるため同じ労働に対して大きな矛盾を生み出している。</p> <p>よって、政府におかれては、所得税法第56条を早急に廃止するよう要請する。</p>	

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第7号 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求める陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第7号 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第12. 「陳情第8号 国保県単位化における国保制度改善を求める意見書採択についての陳情書」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 山城 太 総務文教委員長

平成29年12月15日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 東恩納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、12月11日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

#### 記

#### 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第8号	国保県単位化における国保制度改善を求める意見書採択についての陳情書	採択すべきもの	2018年4月からの国民健康保険財政の都道府県への移管にむけて、県は、「国保運営協議会準備会合」を開催し、準備を進めている。県の中長期的な方向性としては、国のガイドラインの示す通り、「統一保険料」をめざし、「法定外繰入」は「段階的解消」、「保険料」は「段階的引き上げ」の方向とされている。 保険料負担を下げること、今後の安定財源として定率の国庫補助の回復を要請する。	

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第8号 国保県単位化における国保制度改善を求める意見書採択についての陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第8号 国保県単位化における国保制度改善を求める意見書採択についての陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13. 「意見書第5号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」を議題とします。

本件について、提案者の説明を求めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員

意見書第5号

平成29年12月15日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	與那嶺	透
賛成者	與儀	常次
〃	島袋	誠
〃	座間味	薫
〃	吉田	清尊
〃	上原	祐希
〃	山城	太
〃	玉城	みちよ
〃	與那	勝治
〃	與那嶺	好和



## 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書

去る11月19日午前5時25分ごろ、那覇市の国道58号泊交差点において、米軍公用車のトラックと、右折しようとしていた軽トラックが衝突し、運転していた那覇市の男性社員が死亡する事故が発生した。

米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気からは基準値の約3倍を超えるアルコールが検出され、同日、那覇署に逮捕された。

本村議会は、これまでも米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀肅正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、在沖米海兵隊員による事故によって県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地あるがゆえの事件・事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

特に今回、公用車が公務外に使用されているという状況も鑑みると、米軍における綱紀肅正や再発防止の取り組みは、もはや機能していないと言わざるを得ず、米軍及び日米両政府においては、事故に至る経緯等も含め十分調査するとともに、遺族に対する補償などについて誠実に対応すべきである。また、日本政府においては、このような事故が再び起こることがないように米側に毅然とした態度で臨むべきである。

よって、本村議会は、住民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 被害者の遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。
- 2 在沖米海兵隊の早期の国外、県外の移転を求めること。
- 3 在沖米軍人・軍属による凶悪犯罪等に対し、司令官及び上司の更迭を図ること。
- 4 沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること。
- 5 日米地位協定の抜本改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

○ 東恩納寛政 議長 「意見書第5号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」は、

会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。ご質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第5号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「意見書第5号 在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 「意見書第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 山城 太 総務文教委員長

意見書第6号

平成29年12月15日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	山 城 太
賛成者	吉 田 清 尊
〃	與那嶺 好 和
〃	玉 城 みちよ
〃	與那嶺 透

所得税法第56条の廃止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小企業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細企業者を支えている家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第56条により「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」と定められており、必要経費として認められていない。

これは、事業主の所得から控除される働き分が白色申告制度によることが多いためであるが、その場合は、配偶者で86万円、家族の場合で50万円が控除されることになるため、家族従業者はこのわずかな控除を所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも全く自立が困難な状況となっている。このため、家業を手伝いたくても手伝えないことになり、後継者不足の一因ともなっている。

一方、青色申告にした場合は、専従者として給与の支払いを受けることができ、必要経費と認められることになるため同じ労働に対して大きな矛盾を生み出している。

また、民法、労働法及び社会保障の観点から見た場合に、家族従業員の人権の保障上の問題も生じている。

そのため、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、「自家労賃は必要経費」として認めており、近年、わが国でも見直しを求める機運が高まっている。

よって、政府におかれては、所得税法第56条を早急に廃止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣

○ 東恩納寛政 議長 「意見書第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「意見書第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第15. 「意見書第7号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時55分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午前10時57分)

山城 太総務文教委員長。

○ 山城 太 総務文教委員長

平成29年12月15日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者 山 城 太  
賛成者 吉 田 清 尊  
〃 與那嶺 好 和  
〃 玉 城 みちよ  
〃 與那嶺 透

国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

2018年4月からの国民健康保険財政の都道府県への移管にむけて、県は、「国保運営協議会準備会合」を開催し、準備を進めています。県の中長期的な方向性としては、国のガイドラインの示す通り、「統一保険料」をめざし「法定外繰入」は「段階的解消」、「保険料」は「段階的引き上げ」の方向とされています。

ところが、国保に対する定率の国庫補助率は、1984年以降、大幅に引き下げられました。さらに、沖縄県においては沖縄戦の影響で補助金算定の基準となる前期高齢者人口が極端に少なく、国保財政に大きく影響してきました。

こうした中で、沖縄県においては、2018年度以降も継続して大幅な国庫補助増額が実現しない限り、「統一保険料」「法定外繰入の解消」など、実現は困難です。「協会けんぽ」「組合健保」など他保険に比べても、所得に対する保険料負担率が極めて高い現状を考えると慎重に対応すべき課題であると考えます。

8月30日に公表された沖縄県における「保険料試算」では、公的支援金のほかに、前期高齢者補助金の増加、医療費の減少などの要因により、一人当たり25,000円もの保険料引き下げが可能であることがわかりました。もともと高すぎる保険料は、解決すべき構造的問題の一つであり、公的支援金を投入する理由の一つでもありました。この機会に思い切って、保険料負担を下げることで、今後の安定財源として定率の国庫補助の回復を要請します。

## 記

1. 国保制度の県単位化にあたっては、国保が社会保障制度としての役割を果たすこと
2. 国保料についてはすでに所得に対して「高すぎる」水準であり、「協会けんぽ」の水準をめざして抑制をはかるために、定率で国庫補助の増額を行うこと
3. 前期高齢者人口に基づく補助金算定はこれまで沖縄県市町村国保財政に大きなマイナスとなってきたのでこれまでの不足分の補てんを行うこと
4. 離島が多く、人口格差や医療水準の差の大きい沖縄県において統一保険料は、導入困難である。統一保険料をめざし、国庫補助の大幅増額の得られない内に「法定外繰入の段階的な解消」を市町村に迫れば、強引な保険料徴収が強まり、格差と貧困で苦しむ県民生活への影響は避けられない。これからも各市町村の実情に即した保険料となるよう市町村の自主性の尊重を要望する

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

○ 東恩納寛政 議長 「意見書第7号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第7号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「意見書第7号 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第16. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成29年第4回今帰仁村議会定例会を閉会します。ご苦労さんでした。

(閉会時刻 午前11時04分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 座間味 薫

署名議員 與 儀 常 次